

第 4 日

1. 平成28年12月15日午前10時00分招集
2. 平成28年12月15日午前10時00分開議
3. 平成28年12月15日午後 4 時51分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 高 巢 泰 廣	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	石 原 民 也
会 計 管 理 者	豊 後 正 弘	まちづくり推進課長	高 木 洋一郎
税務住民課長	樋 口 哲 男	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	池 本 文 雄	建 設 課 長	坂 本 政 明
農林振興課長	北 原 望	学 校 教 育 課 長	吉 田 収
社会教育課長	荒 木 和 富	学校統合推進室長	下 津 隆 晴
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	町立病院事務部長	池 田 宝 生
特別養護老人ホーム施設長	坂 本 誠 司		

12. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第79号 | 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第80号 | 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第92号 | 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第81号 | 和水町税条例の一部改正について x |

- 日程第 5 議案第82号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第83号 和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第84号 平成28年度和水町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第85号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第86号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第87号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議案第88号 平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第89号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第90号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議案第91号 字の区域の変更について
- 日程第15 発議第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第16 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第19 閉会中の継続審査について（常任委員会）
- 日程第20 閉会中の継続調査について（各委員会）
- 日程第21 議員派遣について
- 追加日程第 1 議案第93号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第 1 議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第 1、議案第79号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第80号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第80号「和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第80号、和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第92号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第92号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第92号、和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第81号 和水町税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第81号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第81号、和水町税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第82号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第82号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第82号、和水町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第83号 和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第6、議案第83号「和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第83号、和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第84号 平成28年度和水町一般会計補正予算(第6号)

○議長(杉本和彰君) 日程第7、議案第84号「平成28年度和水町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 一般会計補正予算書の5ページの11款災害復旧費、主に農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費にかかる質問になるかと思いますが、現在、建設業が大変人手不足となっておりまして、工期割れが懸念されるところですけれども、年度をまたいで繰り越しが可能なのか、そのへんの町としての認識をお伺いします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま言われましたとおり、建設業につきましてはですね、人員等が少ないというのは聞いております。その他にも材料等の入手とか、いろいろ今、地震等ですね、問題になっているところがございます。

工期につきましては、その点については、また業者さんともお話ししながら繰り越しできるものですね、繰り越しして事業的には進めていきたいと考えているところがございます。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 通常の状況であれば、その工期をしっかりと守っていただくことが普通だと思いますけれども、今の現状を理解していただいて、あまり無理を言われないうようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 適切に工期は進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 15ページですが、一番下ですね、障害者福祉費の中の20扶助費、障害児施設措置費420万ということですが、ちょっと説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 扶助費の420万の増額のことの質問かと思います。

こちらのほうは、まず歳入のほうは、国が2分の1で210万、それから県が負担金として105万、町が105万の財源の内訳になっております。この通所施設といいますか、これは障がい児の通所ですね、例えば、南関町にあります施設名でいいますとドーナツとか、そういったところに子どもさんが通う施設の利用者が増えたということで、当初は3,056万円組んでおりましたが、利用者の増加ということでですね、増やしております。増加に至った経緯というのは、制度が周知されまして、幅広く利用者が増えたというのも一つの原因かと思います。

それから、児童福祉法の改正に伴いまして身近な地域の児童通所サービスの利用がしやすくなった。それから、サービスの提供する事業者が増加しており、対象となる児童の掘り起こしとい

うのも増えた原因になっているかと思います。28年3月31日では、対象者が32名でしたが、12月1日では、36名ということで4名の増加ということで増額補正をさせていただいております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 内容はわかりましたが、こういった内容について、個人負担というのはどういったものがありますでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） これは基本的に5％になりますかね、負担金は。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 町外に、もし行かれる人がいたらですね、そういったときの交通とか、そういった面では送り迎えというか、そういったものは保護者がされるとかいうふうになっているんですか、それとも別な交通網というのがあるんでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 交通手段の質問かと思います。

これにはですね、送迎が付いております。移動支援とか、そういったのもございますし、送迎が付いてされているということです。

○12番（笹渕賢吾君） ……ありますか。

○健康福祉課長（高岡悦雄君） それはないと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） ちょっと1点だけお伺いをしたいと思います。ページが14ページですね、これは財産管理費、この中で太陽光システムの変更ということで、工事請負費40万ありますが、この運用益とか、そういうのがどれくらいぐらいあったのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 豊後議員の御質問にお答えいたします。

太陽光の発電の売買の契約は、余剰、余った分を売買するというような契約内容です。ちょっと大まかすぎますけれども、ここ数年その売買があっておりません。ですから、5年ごとに、このシステムを維持する売買をする契約をするためのシステムを維持するのに、大体40万から50万円ほどずっとかかるわけですが、ちょうど今度の切り替えが2月にございます。ですから、もうここ数年ありませんので、また、規模としてもあまり売電できるような規模でもございませ

んのですよね、そのシステムを通常のそういう売買をやらないようなシステムに変更しますと5年ごとのメンテのお金が発生しません。そういった分野で、そういった意味合いの、この工事費でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 太陽光というのは、非常にリスクもあるというふうに私も思います。

現在、いろんな形で大型の太陽光システムができておりますが、本当に今後、原子力に頼らない自然エネルギーといえば太陽光というふうに思いますけれども、ただですね、今おっしゃるように5年ごとの更新といいますか、今までは約40万から50万ぐらいかかっただけということで、本当に運用した場合、リスクを差し引いて、それだけの恩恵があったのかなというふうに、私はちょっと考えます。

実は、私も家庭に、もう10何年になりますけれども、付けておりますけれども、本当に当初はですね、非常に買い取り価格もかなり高額でございましたけれども、年々と買い取り価格がダウンしています。その中で、やはり家庭的に使う部分と売電、要するに販売するというのが、わずかずつではありますけれども、家計に影響がおそらく出てきてはいないかなということで懸念しております。

町として、これは何キロワットのシステムだったのか、当初の事業計画の中で、どれぐらいの予測する運用益があるのか。

また、通常の売電をしない場合において、本当にどれぐらい恩恵があったのかなということもですね、もし、わかるのであればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まず、発電の出力ですけれども、2万キロワットでございます。

同じような回答になりますけど、ここ数年ですね、その収益があっておりません。収益があっていないといいますか、役場で使います電力料を超して発電があっておりませんので、売電という意味での売る電力はありません。ただ維持費の中には、消費をしておりますのでですね、全く効果がないというわけではございません。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） たしかにですね、クリーンエネルギーという形では、こういった公益性のある施設が手を挙げて、どんどん普及をするということがですね、太陽光システムの一つの目玉ではあったわけですね。

ただ、ここが一番、何といいますか、本当にどれぐらいの恩恵があったかなというのはですね、私はすぐ出るんじゃないかなと、これは2万キロワットですから、太陽の日照の時間によってもかなり変わりますけれども、これは記録がずっと、たぶん出てきているというふうに思いますので、できればですね、このへんも検証をすることも私は大事じゃないかなと。本当に、この太陽

光システムが、この庁舎内で有効活用がどれくらいあるか、その辺のことも私は課長のほうで1回調べてみられたらいいんじゃないかなと思いましたので、御提案をした次第です。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議員から御指摘がありましたように、調査をして何らかの機会にですね、議員の皆様方にお知らせをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 19ページになりますが、一番下ですね。災害対策費の中の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万というふうに計上されておりますが、これは猿掛1軒の方の移転費用という形で提案されているかと思いますが、こういった危険箇所の移転についての費用の補助、これは最高額というのが300万になっているのかということが一つお聞きしたいと。

それから、もう1点は、こういった事業は町のほうから大変危険だから移転したほうがいいでしょうということで、アドバイスなりして、そういった形で申請をする形になっていくのか。それとも、本人からぜひ移転したいということで申請が上がってきたのか、そのどちらかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まず御質問の第1点目、補助限度額、最高で300万円でございます。

それと、今回1件申請が上がってまいっておりますので、県ないし、うちの防災担当、何らかの照会があった上での申請というふうに捉えております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今の4番議員の太陽光の質問がございましたが、一応関連して、この前も私は、このことについては質問をしましたが、相当大的な事業と、エネルギー関係の大変私はいいことだと思っております。我が町においても、例えばですよ、旧城北製絲跡地とか、大きな太陽光の施設ができております。岩尻あたりにも大きな施設、そういうことに鑑みまして、私は、この前申し上げましたように、それが税収にどれぐらい上増しになるのか、それが1点でございます。

それと、三加和にも町のゴルフ場跡にも、そういう大きな見出しで新聞に載った太陽光発電、その事業の展開状況とか、そこらへんについて質問をしたいと。

それから、あと1点は、これは建設課長だろうと思いますが、19ページの工事請負費の2,200万、これは説明があったと思いますが、確認のために、この中身について説明をお願いしたい。

それから、その4行下の3,500万ですか、この件についても、課長のほうでわかる範囲内で説明をしてください。以上です。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木洋一郎君

○まちづくり推進課長（高木洋一郎君） 杉村議員の太陽光発電所の事業所の固定資産税でございますけれども、今、資料をここに持ち合わせてございません。

それから、2カ所、今着工して菊水区域の岩尻地区ですね、ここは12月、もう近々九州電力に売電が始まるというふうにお聞きをしております。

それから、岩地区のメガソーラー、30メガ程度、大きなメガソーラーですけれども、あそこは今、林地開発の県の許可をしております、許可が下り次第の工事に着工するという状況になっております。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） それでは、御質問にお答えいたします。

道路改良費の補助事業ということで、工事請負費2,200万円を計上しているところでございます。

これにつきましては、江田高野線の補助事業の補正が追加されたことによりまして、今回工事を発注する予定でございます。

延長的にはですね、76メートル程度の改良を考えているところでございます。

また、工事請負費の3,500万でございますけれども、これにつきましては内田地区のがけ崩れ対策工事ということで考えるところでございます。

工事の概要といたしましては、延長が30メートルということと、工事の内容といたしましては、現場吹き付け砕工を行い、これを13.5メートルですね。それと、大型ブロック積みの擁壁工を16.5メートル施工する計画でおるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今の2,200万と3,500万のことにつきまして、説明を受けましたが、この中身の財源です。補助があるのか、一般財源なのか、そこらについて質問いたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 江田高野線につきましては、補助が付いたことにより実施するものでございまして、これにつきましては、社会資本整備総合交付金ということで、今回補助金が付いたところでございます。65%の補助ということで、実施するものでございます。

また、がけ崩れ対策事業につきましては、国と県の補助がございまして、国のほうが50%、県のほうが25%の補助の事業で行います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今一緒に質問すればよかったわけですが、太陽光について固定資産税のほうについて質問したわけですので、税務課長がわかるとなるなら、その範囲で質問をいたします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） 税収にどれだけつながるかという御質問でございますけれども、太陽光につきましては、当初ですね、はっきりしたあれは概算でございますけど、二、三年前は何百万の償却資産というか、それくらいだったんですけど、本年度におきましては、7,000万か8,000万ぐらい、そのへんになっているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 19ページの8款土木費ですね、砂防費で、これは内田関係のがけ崩れ対策事業の件でございますが、総事業費が4,536万、そのうち国・県の補助が2,726万7,000円、残りが町負担ということで、総額1,800万ほどとなっておりますが、これについては、今回特段の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業ということで取り組まれるということで、この予算に対して交付税措置もなされているというふうに聞いておりますけれども、これは町が負担する分の、いうなら4分の1、この全額に対しての交付税措置が対象になるのか、なるとするならば、金額的にどれぐらいが対象になるのかお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 私のほうからはですね、この8款、財源の内訳がでございます。この中で1,300万円が地方債ということで財源として上がってきております。この1,300万円ですけれども、予算書の7ページを御覧いただきたいと思います。

ここに予算書の歳入歳出とは別にですね、地方債といたしまして、第3表として予算書をあげております。これがですね、内田地区の場合が追加の、上の段ですね、災害関連対策事業といたしまして1,300万円、ここに上がってきております。これは、こういった書類の起債を借りるかと申しますと、公共事業等債といいまして、これは砂防とか、議員さんのほうから言われましたその部類で、それぞれ使える起債が限られておりますので、この起債を充当いたしております。この1,300万円を、この起債で借りましたときに交付税措置は50%でございます。以上でございます。起債のほうからですね。

ストレートに交付税、この額が事業費のそのものが交付税にあたるということではなくてですね、起債のほうを借りれば、その元利償還金が交付税措置が50%されるということでございます。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 起債額1,300万に対しての50%の交付税措置ということで理解いたしました。

というのがですね、この事業、御承知のとおり、この内田地区におかれましてはですね、大変な災害を被っております、今回この採択にあたりましてですね、ここにこの前全員協議会の中で説明をいただいた資料によりますと、保全人家対象が2戸以上というようなことになってお

るけれども、あそこは、これに達しないというようなことで、水防の詰所・倉庫、これをひとつ住宅とみなした形での対応をしていただいたというふうに聞いております。

地元としては、本当にこれはありがたいことだったかなと思うところでございます。何ぶんにも相当の今後その上に神社がございすけれども、このへんの復旧も含めてですね、新聞に載っておりますけれども、ばく大な費用が要るということで、大変助かっているような状況じゃないかと思うところでございます。

ですからですね、今後、今度この地元負担というのが、受益者負担は総事業費の先ほど承認されたところですけども、10分の1が地元負担ということになっております。内田地区は100戸ほどの戸数がございすので、地元負担の450万ですね、450万が地元負担になるということですけども、地元としては、これは大変な負担と。自分たちのことではあるけれどもですね、大変なことであるということではないかと思ひます。

ですからですね、私思いますのがですね、やっぱり大規模災害の場合は、国でやる事業は、7,000万以上は国の事業でやると。そうなりますと、地元負担というのは1%と。受益者負担というのは1%であるということですけども、こういう大災害が起きた場合、大変なことになりますが、もしも、そのやつについてはですね、それぞれ10%以内ということを出ております。とするならばですね、やはり大きな集落は1戸当たりにすれば、その金額も負担は小さくなると思ひすけれども、小集落ですね。例えば、榎原とか、前野とか、そういう集落は限られた人数のところでございます。そういったところで、この内田地区のような大規模の地滑りとかなんとかが起こった場合、地元負担してくれというのは、これはなかなかできることじゃないと思ひます。

ですから、今後の課題としてですね、やはりこのへんは10%以内ということになっておりますけれども、柔軟性をもった施策対応が私は必要じゃないかと思ひます。ですから、補助残に対して、総額の10%とかいうことですけども、今回はやむを得ませんけれども、今後ですね、今後の一つの課題として総額ということも、それは基本と思ひますが、特に交付税措置等々がある場合はですね、やはりこのへんは十分ひとつ考慮してですね、地元負担を軽減するというような形をとっていかないと、とても対応はできないというふうになりはせんかと思ひます。

ですから、今後補助、国が50%、今回国が50%、県が4分の1、25%、あと町が25%、そして地元受益者がとにかく総事業費の10%ですから、これからみますと450万ということですけども、そういったことも基本にしていかなければいけません、小規模の集落あたりで対応ができないようなことが、当然今後出てくるかと思ひます。そういったところに単純に、この条例を当てはめるとことはですね、非常に無理があると私は思ひます。

ですから、今後はですね、そのへんのことも十分検討はされると思ひすけれどもですね、配慮をするような行政のあり方といいますか、そういうことを十分視野に入れながら今後対応していただきたいということで、これは提案でございすけれども、そういうことが大事じゃないかというふうに思ひますので、ぜひ今後はですね、そのへんも考慮していただきながら対応してもらいたいと思ひます。以上でございす。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 先ほど交付税の件でお尋ねになられたかと思います。基本的には起債に対しての交付税の説明をさせていただいたんですけれども、つい先日、県内の交付税の内示等々がっております。その中には、被災地の確たる部分の益城町であったりとかですね、その部分の交付税が何十倍にもなっております。

ですから、ちょっと申し添えておきたいのはですね、そういった形で震災の部分のどの部分が交付税に反映されているのかといったようなことが、まだ不明ですので、和水町も若干増えたような形でできておりますので、その点が直接でなくても算入の中にですね、ある程度入っているのかもしれない。ちょっと今の段階ではなんとも申し上げられないところでもございます。失礼いたしました。

それと、先ほど豊後議員のほうにちょっと言いました。小数点以下がゼロが三つもありましたもんですから、「2万」と申し上げましたけれども、「20キロワット」の間違いです。大変失礼いたしました。失礼しました、訂正させてください。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ21ページ、10款の教育費の中の文化財保護費ですね、この中に13の委託料、山城調査委託料30万が補正してございます。計上してあります。

これは中世の山城調査委託料と思いますが、とにかく山城調査を今後も積極的に進めたいと、そして時代考証等の解明を図っていただきたいという意味から質問いたしますが、今回提出されました委託料というのは、これまでの継続分の委託料なのか、それとも新規分の委託料なのか、まずそれをお聞きいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） それでは、ただいまのことについてお答えをいたします。

継続分の委託料にございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、答弁にありましたように、継続の委託料ということでございますが、これまで菊水区域の山城調査が着々と進んでおりまして、新たな解明が進められておりますけれども、これまで山城調査を何カ所、今のところやっておられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） それでは、菊水地区が山城としては15カ所、それと三加和地区が11カ所ございます。

それで、現在まで山城調査のほうは、合併前の菊水町の町史編さん事業の一環として、平成10

年度から取り組んでおります。

それで、今回の江栗城跡で菊水地区の15については、調査が終了ということになります。

それで、次年度からは三加和地区の調査にとり掛かる予定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、わかりました。菊水地区の15カ所については、一応もう済んだということでございますが、これからまた三加和地区のほうの調査に入ることでございますが、今後の全体計画の中で、大体どのぐらいの調査期間を見込んでおられるのか、わかれば想定で結構でございますので、お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 全体的な三加和地区の11カ所については、まだ何年かかるかということでは積算とか、そちらのほうはしておりませんが、この中に一つ国指定の田中城跡も、この11カ所の中に入っております。これは別といたしまして、三加和地区では10カ所が山城の調査の対象となります。

それで、基本といたしましては、その規模にもよりますが、山城1カ所について、1年に1カ所を目安として、調査のほうを進めていきたいという考えでおります。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） 8番です。17ページの農業就業改善センター管理の被災状況調査の業務委託が95万というふうにあがっております。

これは、今度の地震で災害を受けたと、どれぐらいの被害なのか、調査ということでの予算と思います。これはこれとして、今後のですね、この調査、それから調査後の管理委託、このへんをどうこれから先の対処をされていくのか、計画されているのか。その点がありましたら、今このセンターは、一応閉鎖状態になっているかと思います。今までおられた管理者も一応引かれていると、この位置付けをですね、調査後の位置付けあたりも考えておられるのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） ただいま庄山議員からの質問でございます。

今回、計上させていただきました委託料は、県の担当との打ち合わせの中で、国庫補助事業で建てております農業就業改善センター、これは被害報告書というのが提出が必要ですよということが判明いたしました。その中で、正確な被害見積もりが必要ということになったために今回計上したものでございます。

今後の農業就業改善センターの取り扱いでございますが、御存じのとおり、4月の熊本地震の発生後から休館しておりまして、管理人のほうも既に委託契約を解消しております。今、閉鎖状

態でございます。一応、今後はですね、公有財産といいますか、建物の計画がございますので、その中で除却という方向ですね、お話を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 農就センターの今後のことですが、27年度に公共施設等の総合管理計画というのを全協等々で説明をしたかと思えます。これはパブリック・コメントもやっております。その中の位置付けといたしましては、今、農林振興課長が申し上げましたとおり、廃止の方向で検討をしていくということでございます。

策定当時ですね、もう既に手前の講堂の屋根の部分がですね、雨漏り、ちょっと一部使えないような状況でございました。そういった時の見積額が、すみません、正確には覚えておりませんが、確か、うん千万といったような形でもございましたし、あそこの使用の利用者がですね、あそこの講堂の所でのビーチバレーとか、あとは趣味で多少和室のほうを使われていたというような利用形態でございましたので、十分、隣接します体育館のほうでもですね、利用可能なというようなことで、町の総合管理計画での位置付けでは、今後廃止の方向で検討しますということになっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） 私はですね、このセンターの・・・、小会議室、それから食関係の施設と、それと小の体育館といいますか、それが関連したこのセンターというふうな位置付けで私は思っておりますが、今まではスカイドーム関係もあったと、体育関係は一応そのほうで対応はできると。ただ、地域の方々によって、今後のですね、廃止と、これはある程度の形はわかると思いますが、本当に要らないのかというような感じは、町民の方々の意向を聞いてというような形でなからんと、非常にこれは困るのではないかというようなふうに思っております。

説明、それからこの廃止についての説明ですね、この予算をまたここに付けて調査をして、どれぐらいと、私は、どうしてん廃止すんなら、何も要らんような金じゃないかというようなことに考えざるをえんということですね。しかし、県は出してくれと。出した以上は、どれぐらい本当に実質的にかかるのかというようなことも出てくるかもしれません。

それと体育館のほうは、今、総務課長もおっしゃられたように、非常に厳しい状態ですよ。しかし、こっちのほうは、そうはないですよ。いろんなやつが出てくるかもしれません。

そういう中でですね、今後の対応あたりも十二分に考えながら、やっぱりやっていただかんと、地域の住民の方々も納得もできないのかなというようなこともあると思いますので、その点、十二分に対応をしていただいて、この廃止は廃止でもいいです。どうにか通用が、金をかけなしに通用ができるならば、それはまた通用をしなくてはならないというふうに思っておりますので、その点を今後十二分に考慮しながら、この事業に取り組んでいただければ幸いかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） 先ほど委託料の必要性についてですね、私の説明がちょっと不十分だったかなと思いましたので、もう一度説明させていただきます。

この委託料のほうはですね、災害報告書の中に必要な書類ということで正確な見積額を出す必要があるということでございます。これは除却するためというだけではなくてですね、補修する場合においても、いろいろな手続きの中で必ず必要となってくるものでございますので、今回計上したわけでございます。そういう性格のものでございますので、御理解いただきたいと思います。

地震直後の簡易、その判断というのがございました被害の判断というのがございましたが、その時は全体で5,000万程度の補修費用がかかるだろうという説明は受けておりました。しかし、そういうあやふやなものではいけないという県からの指導がございましたので、今回計上したわけでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今の件でですね、関連してちょっと質問させていただきます。私個人、僕の見解ですけれども、今後調査されて、除去ということは解体されて更地にされてというような考えなのかなと思いますけれども、先ほど庄山議員が言われた地域の皆さん方に御理解をいただく、それも確かに必要だろうと思います。

ただ、今後ですね、我が町として、そういう施設を残すべきなのか、交付税措置が減らされる人口減少が交付税措置に比例して減らされるなかです、やっぱり、そういう利用者だけの意見を聞くじゃなくて、やっぱり町としてですね、いろんな方を入れながら、やっぱり町として、その施設が必要なのか。この農就センターだけのことじゃなくてですね、そういう観点で執行部としては考えていただきたいというのが僕の本当の願いであります。

そして、今後ですね、利用しないということになればですね、そのまま販売ができるのか、そういうこともですね、それだったらお金はかからないわけですので、あとの計画も、20年後先のグラウンドのあの整備をどうするのかということもしっかり含めながらですね、検討していただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今、蒲池議員のほうから御指摘いただきました。御指摘いただいた内容が、そのまま目的として作成いたしましたのが、和水町公共施設等の総合管理計画でございます。重複するようなことを申し上げますけれども、維持管理費といたしまして、あそこに常駐される方、それと使用時の光熱水費、もろもろ発生いたします。

近隣にですね、それをまかなうような施設があればですね、やはりこれから、言われたとおり財政的にも右肩上がりは見込めませんので、そういったことで、これは28年度、今年までが全市

町村義務づけてですね、この計画書の策定が義務付けられておりますので、全国的な流れでもございます。

ただ、庄山議員おっしゃられたとおり、これまで利用されてこられた方々、そういった方々もおられますのでですね、様子を見ながらリーダーシップといいますか、ある程度決め打ちをして、説明会をしたほうがいいのかですね、それとも十分意見を聞いた上でという、そのへんが非常に難かしゅうございますけれども、ただ、区長さん方には一度御相談は申し上げております。前回、とてもひどかった時にですね、5,000万程度修理がかかるとなったときに、ちょっと思ったものですから、結論は出ておりませんが、そういう経緯もございますので、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まちづくりの観点からですね、前回の質問の中であっても、高齢者の方々の免許の返納とかですね、そういう促す上でも、結局はそこらへんでコミュニティバス等のですね、早期の今利用される方が、三加和公民館に行けば、そういうことが利用可能であれば、そういうシステムづくりをしてやることこそがですね、我々が今後、今、維持管理費をどのように削減するか、10年先60億の予算を立てられるのか、55億までの予算の一般財源にしなければいけないのか、そこらへんはですね、執行部としてやっぱり未来に我々はバトンタッチする立場でありますので、そこはですね、利用者さん方だけの思いではなくですね、やっぱり町として、執行部として全体のですね、思いを持っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 17ページですね、5番目、果樹園芸振興費の中の担い手収益力向上支援事業200万と、これは県100%の200万の補助で土壌分析ということで説明がありましたが、これは、土壌分析は何カ所のところを取って土壌分析するのかということと、分析はどこに委託をしてされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） ただいまの笹渕議員の質問にお答えいたします。

まず土壌分析のほうはですね、この補助事業に取り組まれる農家さんがされますので、町のほうで、どこに調査を出すということは決めておりません。

それから、土壌分析が何カ所かということにつきましてはですね、そのあたりの基準をちょっと私、今、持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 面積としては、全体で39ヘクタールという説明がありましたですかね、確か。そういった農家の方が中心でやられるということですので、何カ所ぐらいやっているのか

ということをやっぱりきちっとつかむということと、どこに分析を委託するのか、ここらあたりもですね、やっぱりつかむ必要があるかなというふうに思います。

それから、これはミカン関係ですけれども、野菜畑とか、それからハウス関係ですね、こういったものについては、県の事業として県100%補助金の中でやるような、そういう事業というのはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） 今回補正計上しております、この中山間地域等担い手収益向上事業でございますけれども、これは県補助率100%ということで、こういった事業は、ほかには現在のところございません。これも一つの、総合的なT P P 関連政策大綱の中で打ち出されたものでございますので、単発的な事業というふうに捉えております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第84号、平成28年度和水町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。15分から行います。

休憩 午前11時3分

再開 午前11時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第85号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第85号「平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この介護保険事業会計だけの問題じゃないんですけれども、歳入で一般会計から繰り入れられておりますね、13万円。

それと歳出のほうで、一般会計へ繰出金705万4,000円が繰り出されております。財源的には、繰越金が2,655万7,000円あるのに対してですね、なぜ一般会計から13万円繰り入れなければいけないのか、そして、なおかつ一般会計へ750万4,000円繰り出さなければならないのか。一般会計繰り出す金額にですね、できるならば、その13万円繰り入れられた額を差し引いた額を繰り出せば済むことではないかと。

私が言いたいのは、どの会計でもですね、繰越金というのが、いうならば魔球みたいに補正予算のときに出てくるわけですね。会計年度というのは4月から3月、出納閉鎖は特別的に5月31日まで認められております。5月31日が過ぎれば、この繰越金というのは確定するわけですよ。確定してなければいけないと私は思うわけですね。だから、いうならば、それから半月ぐらい経った後に6月定例会というのは各年度開かれております。できるならば、もう6月定例会の時のですね、各会計の繰越金というのは確定していなければいけない。それを提示も何もされないで、各定例会、臨時会にしてもしかりですけれども、繰越金というような名称で歳入のほうに出てくると。

私は、頭の悪かけん、この会計には前年度の繰越金が幾らあったのかというのは、記憶が乏しくなりますので、できればですね、繰越金明細一覧表、そういうやつを作成していただければですね、わかりやすいと思いますけどですね、これは担当課長じゃなくて、できれば総務課長の見解をですね、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第85号のまず冒頭で出てまいりました13万円、歳入で、その他一般会計からの繰入金と、これは基準内繰り入れなんですね、出すほうからすれば、基準内繰り出しですね、人件費に係る分は基準内として繰り出していいよということなんです。ですから、歳入では事務費繰入金、事務費にあたります。歳出では、一般管理費の右側の給与とか、職員手当分、これは13万円、歳出の6ページには組んであります。こういった一定の基準がありまして、それで繰り出す分、繰り入れる分と仕分けしております。

それと、途中で出てまいりました6ページの繰出金、7の諸支出金の中の一般会計繰出金750万4,000円ですかね、これが、この性質的なものは、そもそも平成27年度の決算を受けて、そして数字が出ますので、一般会計からいただいた分が、多かったと。だから、その分はお返しを一般会計にやりますよという性質のものでございます。

それで、その上の返還金というのがありますが、これも27年度の決算を受けてですね、国とか県への返還金ですね、余ったもので返さなければいけないというところの分が7、1、2の償還金というところにあたります。

繰越金そのものの性質でございます。議員が御指摘いただいた分ですが、決算を受けて、決算書の途中を見ますと、繰越金幾らというのは出てまいります。それが決算書の、例えば27年度の決算書を見ると、それが出てまいりますので、これが例えば、介護保険会計の差引をしました、それで決算が出ましたと、100万円が繰り越しが発生しましたと、この100万円に関しましては次の28年度に繰り越すわけですから、その事務手続きは別途あります、次の年に繰り越すという、電算上の事務はですね。それが、ここには出てまいりません。予算書には全く出てまいりません。ただ予算書は、歳入歳出均等の原則で、歳出が多ければ歳入を何とかしていかなければならないと、だから100万円繰り越した中で予算を組んだら、30万円歳入が足らんだったと、ですから、ここに繰越金として、県とか国も入って、その上で30万足らなかつたら、この会計の前年度からの繰越金の30万円を繰越金として歳入にあてこむわけですね、そういう性質の予算書に出てまいります繰越金というのは、そういう性質の繰越金です。年度をまたいだ分は、別にあるんですが、だから30万使ってしますと、残りがあと70万ぐらいしかないわけですね。補正、補正と事業をやっていくと、その70万もなくなつたと。そうしますと、やはりなんとか、会計ももたなければいけないということで、一般会計からまた新たに基準内であれば基準内、事務費であれば基準外でも会計をつぶすわけにはいきませんので、基準外繰り出しをやられますのでですね、足りない分は一般会計から繰り出しをして、こちらは繰入金として処理をしていくということになります。

御質問の回答にならなかったかもしれませんが、大変すみませんが、なりましたでしょうか、すみません。以上で終わります。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 言わんとするところは、なんとなくわかりました。

でも、今ですね、自治体の会計も、いうならば企業会計並みのバランスシート的な会計をなさいというような指導の方向に向かっているんじゃないかと思うわけですね。そうすると、そのバランスシート的な意味合いからしてもですね、今、現実的に行われているような会計方式にはそぐわないのじゃないかと思うわけですね。だから今回、漠然とちょっと質問をしたわけですが、今後どのような着地点を生み出していくのかというのは自治体というかの課題じゃないかなと思うわけですね。だから、そのところ、その課題に取り組むときにですね、そういったことも、ちょっと念頭に置かれて課題に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第85号、平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第86号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第86号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 特老きくすい荘については、12日の一般質問でしましたけれども、その時に回答漏れというか、回答が返ってきておりませんので、また改めて、この議案の時にお伺いいたします。

まずですね、去る11月8日、それと今定例会初日の12月9日の両日、全員協議会の席上で老朽化している施設の改築・検討、並びに給食の民営委託を柱とする改革案として説明、また報告がありましたけれども、提示された資料も乏しく、説明も要点を得ずじまいであると、私は思うところであります。

食の安定供給ということで、給食の民営委託化については説明なされましたけれども、その考えとしては、大きな地震等で調理場が被害を被るかもわからないというような説明だったと思います。外注をしておれば、安定供給ができると。それは、そういうことも考えられますけれども、一般質問でも言いましたけれども、同一施設が病院、学校給食等がある中でですね、特老だけ、じゃあなぜ食の外注委託をしなければならないのか。同一施設を持っている部署間でのですね、協議等がなされたのか、なされなかったのか。それがまず第1点です。

それと、一昨年度から赤字経営に陥った最大の要因は何なのか、その分析はなされたのか。ただただ安易な考えで給食の外注をすれば、500万程度経費が削減されるというような考えではなかったのか第2点ですね。

納入業者さんたちとの協議はなされたのか。それと、日頃従事されている職員、従業員さんたちとの協議はなされたのか。また、その処遇については、どのように考えられているのか。これが第3点。

それと入居されている人の費用、入居費はどのように算出がなされているのか。介護度の違いで算出というか、入居費が違ってくるのか。それと収入源で算出が違ってくるのか、第4点です。

それと、ここに1億3,917万円の債務負担行為補正が3ページで掲示されておりますけれども、12月9日の全員協議会の中での説明資料ですね、その中に項目としては給食経費についてと、1番目に載っておりますけれども、具体的な数字は何の提示もない。これで経費について説明がなされたのか、私はなされてないと思います。では、この1億3,917万円の算出は、どのような根拠のもとに算出されたのか。

それと、年間の食事代としてですね、入居者全体で過去3カ年間、平均で幾らかかっているのか、以上5点について伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） お答えしたいと思います。まず最初に、全協のほうで説明が十分でなかったということで、大変申し訳ございませんでした。

では、まず順を追って説明をいたしたいと思います。

1番の他の部署との協議ということでございますけど、現在、他の部署といたしますか、隣接する町立病院につきましては、この方式で業者委託をやられて、調理をされていると思います。その他の学校給食については、直営でやっておられるということでございます。

協議がということでございますけれども、まず食事も、病院とも似たような部分がありますけれども、利用者110名分、普通食、ごく刻み、刻みとか、4種類ございます。そうすると好き嫌いもございます。それとアレルギーもございます。少々多岐にわたる部分もございますもんですから、まず業務委託を2年間ということで考えていますけれども、やりながら、できる部分は統合していきたいというふうに考えているところでございます。

協議をしたかとおっしゃいますと、できますかというふうな協議は、確かにしておりません。

赤字の分析が2番だったと思いますけど、この給食に限って申し上げます。

実は、この全協のお話の中でも給食の全体額、現在幾らかかっているのかというのは申し上げます。ここでいいますと、28年度の人件費見込みと、27年度の食材の実績から申し上げますと、それと維持管理費ですか、施設の管理費申しますと、8,400万ほどかかっております。過去3年間の食材の動きはということでございますけど、現在持っている資料が27年と26年度の実績でございます。26年で申し上げますと、3,300万、27年度で3,221万6,000円ですか。28年度も同額で推移しているところでございます。

この中には、栄養補助食品とかいったやつも含まれております。これの分別といたしますか、利用者の納入先といたしましうか、町内、町外分けますと、27年度で申し上げますと、3,200万のうちに地元が1,360万ほど、町外のほうが1,850万ぐらいだというふうに思います。

これの経費の分析と申しますか、今、きくすい荘のほうでは食材のほうの単価といたしますか、それは朝が150円、昼が300円、夜が300円というふうに考えて、今算定をしております。これに先ほどの人件費と施設管理費があるわけですが、これからしますと、分析いたしますと、確かに食材単価は適正といたしますか、通常でございまして、人件費のほうがやっぱり高くなっておりますので、その分のほうの大幅な改善といたしますか、何らかの対策をしなくちゃいけないと

いうふうなところでございます。

職員につきましては、公務員、10人おりまして、管理栄養士と、調理員が9人おります。そのうち町職員が7人です。そして臨時職員が3人おります。こういった臨時職員さんと正職員さんの賃金差も大分ありますので、そういったところから、やっぱり人件費が余計かかっているかなというふうに分析しているところでございます。

それと納入業者の方々への説明はしたかと、それと職員との協議はやったかというふうなことでございました。納入業者の方々につきましては、今年の3月に切り替えをいたします。その折に、はっきりどうしますとかは、申し上げませんでしたけれども、3月の時点では「給食の民営化も視野に入れて考えております」ということで、途中で「説明会もするかもしれませんので、心にとめおいてください」というふうには申し上げておりました。

12月1日だったと思いますけど、11月する予定でしたけれども、ちょっと日にちが延びまして12月1日でしたか、納入業者の方々に寄っていただきまして、経過報告ということで、確定はしておりませんでしたので、実はこういったふうにして、民間委託のほうの補正予算を考えておりますと、議会のほうにお願いをしたいと思っていますということで申し上げて、今日の議決のほうが承認いただけましたらば、4月からは民間委託のほうになりますと、そういったふうに調整を進めておりますということは申し上げておまして、業者の方々からですね、ちょっと心配されることもございました。そういったところで、民間にすると、少し単価が下がって食の安全を守れるかというふうに思われましたけれども、食のほうはですね、業者の方も信用が大事でございまして、そんな危ないような食材もないだろうし、流通している分だろうと思います。そういったところで、説明会のほうはですね、経過報告という形で終わっております。

職員の処遇をどうするかというふうな御心配でございます。確かにですね、民営化になりますと、現在の職員はどぎゃんすとかというふうな御心配は当然なことだと思います。現在、先ほど言いましたように10人の職員がおりまして、7人の町職員、3人の臨時職員さんでございまして。今管理栄養士というのがありますけれども、これは施設として管理栄養加算というのを取っておりますので、それと施設の栄養管理をする上で必要でございまして、これは町職員として配置すればということで、これは町職員として配置すると。残り9人、民間で10人になるかもしれませんが、9人のうち6人は町職員でございまして。3人の臨時職員でございます。この方々につきましてはですね、委託をする業者、または公募といいますか、そういったときに地元優先と現地採用を優先するというのを申し上げ、ぜひともですね、現地採用をしていただきたいなというふうに思っております。

現在の職員6人につきましては、配置転換というふうに考えてございます。同一職の業務の場所もありますので、そういったところへの配置転換を考えております。

希望は聞いたかとおっしゃいますと、希望は聞いております。特老内の職員につきましては、配置転換でも勤務したいというふうな意向は聞いているところでございます。配置転換先の人間が余るじゃないかといったときには、そういった方々が臨時職員、または会社のほうにでも転職したいということがありましたらですね、そういった方を紹介し、会社のほうに紹介しながら、

現地採用をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それと入居者の方々といいですか、収入源はどうなっているかというお問い合わせでござい
ます。介護報酬の標準単価というのが決められております。これが27年4月1日に大幅に改定にな
りまして、このきくすい荘におきましてですね、減額改定の影響で、今110床の利用者がござい
ますので、単純に計算しますと、3,400万ほどの減収になっております。現在の28年4月1日現在
のですね、国が定める介護報酬基準というのもございます。要介護1から5までと、それと階層
別、収入に応じて第1段階から第4段階までですね、収入がございまして。ここで申し上げてもよ
ろしいんですけど、あとで必要であれば、この資料を提供しても、介護サービス一覧表というの
をつくっておりますので、お上げしてもいいと思います。その中で、介護報酬の標準単価という
のがございます。それは多床室でございまして。介護度の5を申し上げますと、多床室であります
と8,140円、そうすると先ほど言いました栄養マネジメント加算というのがございまして。これは140
円、個別機能訓練加算、機能訓練ということでやっておりますけれども、それは120円、サービス
提供加算1ということで180円。夜勤職員配置加算ということでございまして、夜ですね、介護
職員がおりますので130円と。看護体制加算ということで看護師がおりますので、その加算が120
円ということでございまして。療養加算というのが別にございまして、それは180円ですけれ
ども、これは必要な方だけでございまして。これを足しますと8,830円と。それと今、介護職員処遇
加算というのがございまして。これが1と2ございまして、現在きくすい荘のほうでは2というこ
とで3.3%取っておりますので、換算しますと291円と。

その他に、第1段階から第4段階に応じた食費、居住費がございまして。食費を申し上げますと
1,380円と、多床室の居住が840円ということでございまして、要介護度5の方でございまして、
所得階層が4はあまり少ないので、標準的に3を3段階ですかね、2段階と思いますけれども、
2段階で申し上げますと、1万1,341円の決められた単価でございまして。このうちの9割を介護報
酬費でいただきます。残り1割を利用者の負担ということでございまして。1カ月に換算いたしま
すと、第2段階で申し上げましたので、第2段階で30日と換算しますと、全体額で34万230円です。
そのうち介護報酬からくるのが29万70円、これは要介護5の場合です。これが要介護3になりま
すと、25万3,260円。さらに、要介護の1、2も受けておりますので、1と2を申し上げますと、
21万5,610円、2でいきますと、23万4,300円ということで、6万円から7万円の開きがあります。
利用者の負担金は1割ございまして、これを申し上げますと、要介護1の方で4万1,880円、5
の方であれば5万160円ということでございまして。ちなみに、4段階の収入が高い方を申し上げま
すと、9万3,960になっております。

この方々の要介護度別にですね、利用者の利用日数に応じて算定して請求し、毎月毎月国保連
合会のほうからあります。利用者負担金のほうもですね、毎月毎月いただいているところでござ
います。

それと、1億3,900万の根拠ということでございまして。どうやって算定したのかということでご
ざいまして。現在の金額が8,395万3,000円かかっているということで、今、調理員が不足しており
ます熊本県内はですね、福岡のほうもだと思っておりますけれども、パターンの見積書を徴取したと

ころでございます。これは任意でございますけれども、参考までにいただいたところによりますと、雇用が非常に難しい場合と、現地雇用ができる場合というふうな二パターンをいただいて、それから、ちょっとそれを見ながら算定したところでございます。そうすると、現地雇用が難しいという場合がですね、今回提案しております1年間の6,958万5,000円の2年分ということでございます。ただ、これはその額がそっくりそのまま生きるわけじゃなく、上限ということで考えております。これから業者さんのほうが98、96、94、または現地雇用ができるというふうな金額であればですね、だんだん下がっていくということでございます。98%あたりの落札が可能であれば、200万ぐらいの縮減はなりますと。そうすると94%、それ以下になりますと、500万近くの縮減になるかなということでございます。ただ縮減だけでしたのかということではございません。確かに大規模災害があったときに、別の機能を確保していることも申し上げました。でも、この経費節減も必要でございます。御存じのとおり、繰入金をですね、本当にいただきながらやって大変申し訳ないと思っております。ですから、やっぱり今のできる範囲で可能な限り、少しでも10万、20万でも削減したいということでございます。確かに削減することによって、地元業者の方にですね、ちょっと痛い思いをさせます。しかし、業者の方々も新しい分野でのビジネスチャンスと捉えていただいて、飛躍していただければいいかなというふうに考えております。

常に、これで終わりじゃなくて、改善するところはどんどん改善していったってですね、少しでも縮減して、なるほどなと、きくすい荘も赤字で繰入金を入れとるばってん、これだけ削減といえますか、できる限りの縮減はしよつたいというふうなことはやっていきたいと思います。

ただ、人件費についての多なったといえますか、そういうのはですね、現時点では、まだいっておりませんけれども、自然現象というか、そういったところを見越しながら考えていくということでございます。

それと補正予算のほうで、9月補正だったと思いますけれども、経営改革の基本計画というのを委託料を認めていただきまして、現在発注して、きくすい荘の最終的にどこまで縮減できるのかというふうなことを今資料を作成中でございます。それを提示しながら検討委員会の皆様方と一緒にですね、どういうふうにいったほうがいいのかということで、より良い提案といえますか、答申をつくっていただきますようお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時52分

再開　午後2時15分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

10番　池田龍之介君

○10番（池田龍之介君）　午前中の回答と、それと午後からの全員協議会の中での説明を聞きましたけれども、本当にこれでいいのかと思うわけですね。午前中の回答の中に、平成28年度において、改定がなされて3,400万の減収が改定によって減収が予想されるというような回答だったと

思います。

それと、食の安定供給の中でですね、食の安全どうのこうのする中で、いろいろなアレルギーとか、そういった患者の様態によって食事の内容が違ふ、多様化しているというようなことを言われましたけれども、この食のアレルギーっていうのは、もう学校給食のほうでも取り組んでいるわけですね、一人一人違うわけですので、何人ぐらいの食アレルギーによってですね、食事の内容が何食ぐらい作られているのか、ちょっと私も把握しておりませんが、そういった感じで食に対する完全、安定供給じゃなくて安全面からですね、安全面のほうからそういった取り組みがなされていると、一般質問の折にも述べましたけれども、国会ではTPP、環太平洋パートナーシップは承認されているわけですね。それがもし、いろいろな状況変化によってされるかされないかは、まだ不透明なところがありますけれども、日本が批准をした場合ですよ、遺伝子組み換えの食品は輸入が可能になってくるわけですよ。そうすると、結局公営施設であればですね、利潤追求はそう考えないわけですね。民営の場合は、利潤追求が必ずあるわけですよ。そうなった場合に、1食当たりどうのこうのということを言われましたけれども、その中で、やはり民営は利潤追求を考えるわけですので、本当に食の安定供給はできるかもわからないけれども、食の安全についてについてはどうなのかと。

そして、ただ給食の外注委託だけによってですね、本当に特老きくすい荘、抜本的改革になるのか、私はつながらないと思うわけですよ。ただただ小手先だけの経費削減を見つけたんじゃないですか。この3,400万減収が見込まれる、その改革は検討されたんですか。それが第1点ですね。

それと、あと一つですね、特老の施設長は、この債務負担行為補正というのは、どういうものであるかということをお考えをお持ちなのか、私見を述べてください。以上です。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） お答えしたいと思います。この給食の民営化によって、食の安全が損なわれるじゃないかというふうな御心配もあるかと思います。ただ、私どももですね、食の安全も大切でございます。しかし、収益の改善といいますか、節減は必要だと思います。

これだけではございません。現在、改善に向けてのいろいろな試行錯誤といいますか、それを民間に業務委託しながら、コンサルに委託しながら、その結果を見ながら検討委員会の方々と一緒にですね、改善をしていきたいというふうに思います。

それと、3,400万が減収になった分に対しての、どういうふうな取り組みをしたかというふうなことでございますけれども、ありとあらゆるじゃございませんけれども、例を挙げますと、例えば、新電力の切り替えをやって、わずかではございますけれども、その分の減収はあっております。照明のこまめな消灯、それは当然のことでございますけど、そのへんもやっております。コピー機、印刷、できるだけことは節減をしているつもりでございます。

それと、この債務負担行為について、どういう考え、気持ちかというふうにおっしゃられました。債務負担行為はですね、29年、30年度の予算を予約するということでございます。例えば、入札そういった一連の動きをする中で、どうしてもそういった裏付けがないと、そういった行為

が進みませんから、予約するために今回の提案でございます。

非常に大切なものだと思っております。先ほども言いましたように、皆様方に説明が不十分だったということは、大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この3,400万の減収をですね、どうにか補うということになると、並大抵な改革では、とても補えないと思うんですよね。これは私の考えなんですけれども、入所費の見直しなんかも検討せないかん時期じゃないとじゃないとですか。入所費というのは、結局老人福祉法第28条の第1項の規定に基づいて、我が町でも和水町養護老人ホーム入所者の措置に関する費用の徴収に関する規則というのが、平成19年3月29日、規則第11号。また、改正が平成28年3月23日、規則第9号によって、今のところは現在では定められておると思います。そのことについて、検討はなされているのか。また、今後抜本的な改革を考える上で、そこまで踏み込む覚悟があるのか。

それともう一つ、一般質問の中で町長は「ついの住か」ということをおっしゃいました。じゃあ町独自性を打ち出すためには、入所費の改定を見直さなければ、しないならば町の持ち出しというのは覚悟の上ということですよ。

一昨年から特老会計は、赤字に転嫁してますね、3,000万ぐらいの赤字だったと思います。そうすると、この国の改定によって、3,400万の減収が見込まれるならば、平成28年度の最終的な繰り出しは幾らぐらいになるのか。

それと、回答の中に納入業者の方々には、はっきりは言っていないけれども、そういったことで議会に議案を提案しますということを言われたし、それと職員、臨時職員10名おられる中で、1人は栄養管理士だから残ると、あとの9名については、配置替えを検討していると、検討しているて、おたくが内示出されるんですか。一担当課長が人事をされるんですか、されないでしょう。それは町長にも相談の上で、おたくは答弁されたのか。この施設をこういうふうにしますので、いわば首切りですよ。一般質問の時も言いました。この特老を閉鎖するからといって、おたくらはクビですよ、簡単にできるんですか。次の民間のほうに雇っていただけるように言います。簡単に雇っていただけるように言います、言うのは簡単ですよ、確保ができるんですか。今働いておられる方々も生計の足しにされているわけですよ。町内の納入業者も1,800万ほど購入していると言われますけれども、次の分野に目を展開していただければと、そんなに簡単にできるとですか。なら、おたくは、ポッと明日からこんでちゃええ、次の仕事をどういう分野に、パッと決められますか、そうじゃないでしょう。もうちょっと、いろいろな人たちのことも考えて計画は。それは非情にならにゃんときもありますよ。でも、この給食の外注だけで改革がならないから私は言っているわけですよ。抜本的な改革をした上でですね、なおさらしなければいけないというならば仕方ないでしょう。その抜本的改革も何もせんで、ただただ給食の外注ありきから入っとっじゃないとですか。私はそうしか思えんとですよ。説明等をいろいろ聞きよと、ただ小手先の改革だけで済ますならですね、なんでんでくつですよ。

本当にするのなら、抜本的改革をしなければ、改築後に全ユニット方式とか、じゃあ入所者の入居費はどうなるのか、そういうのを考えられましたか、おたくは。考えてないでしょうが。いろいろ計画を立てるのはですね、それは結構ですよ。しかし、そういうことも想定しながら計画を立てなければ、弱者救済が弱者救済にならんとですよ。

町長の答弁からすると、弱者救済の施設にしたいと、私はそう受け取りましたよ。じゃあ、おたくが今考えられている計画、説明、どうのこうのを聞くと、弱者救済の計画じゃないと私は思います。もう一度、この補正にあがっている1億3,000万の債務負担行為、これはまだまだ計画を練り直す必要があると思います。できれば取り下げるように図っていただきたい。そうしなければ、何の改革にもなりません。ただ、弱者救済じゃなくて、弱者いじめの改革なんですよ、極端な言い方をすると、今のままでいくならば。

そして、これは卵が先か鶏が先かになりますけれども、債務負担行為、それは翌年度から何年か継続して事業をなすがための予算の確保の一種です、それはわかります。しかし、これはある事業をするために、事業の契約、はっきり結べるということであれば債務負担行為を起こしてもいいと、債務負担行為というのは、そういうもんですよ。契約が、この金額内で契約ができる自信というのは何パーセントお持ちですか。

そして、業者の選定どうのこうのも済んで、何社か済んで、それぞれ話をされているのかどうかですよ、今の段階で。それもなくて、ただただ債務負担行為と、それは私はナンセンスだと思います。債務負担行為にあがったら、翌年度は義務経費であげなければいけないとですよ。

もうこれは3回目の質問になりますので、はっきりした明快な回答をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） まず人事のことについてお尋ねでございます。単独でできるかと、おっしゃるとおりでございます。この件につきましては、関係する課長、総務課長、町長も交えてお話をしたところでございます。そういうことであれば、やむなしだろうということで了解は得てのことでございます。

それと、利用者負担を見直すべきじゃないかというふうなお言葉でございますが、介護施設のほう、県のほうの指導監査も受けておりますけれども、やっぱり国の報酬基準から超える分については、ほとんどございません。共益費あたりで一家族あたりに2,000円ぐらいは取っているということで、それは県の指導監査のほうから聞いたところでございます。

そのへんも受けまして、現在利用者の方々のいろいろ手数料、手数といいますか、代行する部分がございます、預金管理とかですね。その分に対しての利用者負担ということで、ひと月当たり1,000円ずつはですね、協議会、家族会のほうにお諮りして、そういうことであれば、やむなしだろうということで、弱者のいじめだと言われますけれども、必要な部分、やっぱり対外的なところにですね、町民の方々も、それだったら取るべきだろうなというふうな判断のもとにですね、徴収しております。その分が幾らかとおっしゃれば、家族1人、110人おれば1,000円であれば11万でしたかね、そうすると140万ぐらいになりますか、年間に。

できるところから改善、収入がある分についてはいただき、削減もするというので、3,400万も確におっしゃるとおり、抜本的に改革するためには、それは大抵の痛みを伴うことが必要だと思います。それに向かうといいますか、そういった計画を進めるために、現在基本計画、そういった指針といいますか、そういったことのたたき台といえましょうか、そういった分をですね、コンサルに委託し、今策定中のごさいますて、それを受けて、今進めています検討委員会の中で協議してまいりたいというふうに思っております。

それと、業者の選定で、例えば債務負担であげている金額で契約できる自信があるかと、おっしゃいましたけれども、この債務負担の額を上限として落札といいますか、契約できてもらわなくちゃ困ると思います。これ以上高くなると困りますし、安くなっていただくのが一番だと思っております。

以上でございます。何かありましたら、すみません、以上です。

(「議長、休憩ばよかですか。3遍しとるけん聞かれんけんですね、休憩のときちょっと聞きたいと思います。」)

○議長(杉本和彰君) わかりました。しばらく休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時39分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番(豊後 力君) 4番、豊後です。ただいま1億3,170万の件で議論がありましたが、私は施設長が、この提案をされたというのは、やはり総合的なメンテナンスの中で、ここからやっぱり、手を差し伸べて入所者のですね、負担軽減につながるような努力を今されているんじゃないかなというふうに私は思います。

確かに特老そのもので考えると、大変な数字というふうな誤解もありますけれども、町立病院、またはそれに隣接するような施設等の考えを合わせますとですね、私は、これ以上の出資をしてもいいんじゃないかなという気がします。やはり、なんで特老がこんなに民間と違うかというところはですね、やっぱり町民の皆さん方が、安心して安いという語弊がありますけれども、それなりの費用で入居できるというのが、私は一番の特老の目的だろうというふうに思いますので、繰出金が多いとか、これはですね、どこの自治体でもやっております。我々が研修に行ったところも、相当の一般資金からの繰り入れもあっております。それはなぜかという、やはり町民が本当に大事な施設だということを踏まえて、我々もずっと今まで目をつぶるじゃないんですが、本当にこれで頑張っていってるなという気持ちをずっと持っておりました。

そこで町長、やはりこれはですね、まず、老健施設、それから町民の診療を受ける病院とのコラボをですね、きちとした方向を示さないと、こういった部分的にやっていかないかんという

部分がございます。これはですね、町長が決断をして、英断をして、やはりこれは総合的に和水町の第一大プロジェクト、そういう認識の中で、私は病院、それから特老のことをですね、本当に考えていかないと、バラバラの施策になるというふうに思います。

山形の川西町、それから3地区、三川、小国、回りました。やはり、そういう老健施設というのも大事な大事な部分です。幾度も我々は見てきました。やはり、ここで施設長、もう私は金額のどうのはいいません、本当にこれだけのことをして初めて入所者のために、また町の財政にも少しでも寄与できるなら、大いに歓迎をいたします。以上です。答弁は要りません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 12番です。今ずっと議論がされているわけですがけれども、いくつかお聞きをしたいと思います。

特別養護老人ホームきくすい荘の経営が赤字だということで、今回特に人件費と食材を減らすためにということでの提案だというふうに思います。その根本的なですね、経営の赤字というのはどこからきているかというふうに考えますと、これまで坂本施設長の時にはあまり出てきておりませんでしたが、以前の施設長の話、答弁とか聞いていますと、例えば、入所されている方が病気になって、あるいは落ちて骨折をすると、そういったときに町立病院のほうに入院せざるを得ないと、そういったときに入所されている方の部屋を空かすわけにはいかないんですけれども、空かさざるを得ないと、退院してくるまで待たざるを得ないということで、その人の分のいろんな給付費がこないということもあって、収入減がかさんできたと、そういう説明とかあったと思うんですね。

ですから、経営を改善をしたいとか、上向きにしたいとか、そういう考えはあったかと思うんですけれども、そういう事態になったときにはどうしようもないという部分は確かにあったと思うんですね。だから、そういう面が私は大幅な赤字になってきている原因になってはしないかというふうに思います。それが1点です。

それで、もしわかってればですね、何人の方が病院のほうに年間通じて入院されて、その収入として入るべきものがマイナスになっているかと、わかってれば示していただきたいと。

給食費についていいますと、1日1,380円ということですので、これがそもそも入らなくなるわけですね、ところが人件費からすると、人はそのまま同じ人数を雇いながら食事を作るということになりますから、そのへんでの空振りがあって、マイナスになってきている部分もあるかと思うんですね、その点でちょっと質問をしたいと思います。

それからですね、今度外注にしますと、受託業者が給食をつくるというふうになるかと思いますが、では受託業者は、先ほど資料の中で出しておりますが、現在の給食費が、町の場合、現在8,395万円と、そこから町の負担が、例えば98%の落札で受注業者が請け負った場合に、町負担は1,359万と、それで業者の負担が6,819万と、もっと下にいきますと、94%で落札した場合には、町の負担は同じですがけれども、業者負担は6,546万円ですかね。こういうふうに下がってくるわけですがけれども、業者負担の金額で業者は経営をしなければならないと、こういったときに、これ

で果たしてやっていけるのかということも出てくるかと思うんですね。もし、これでやろうとするならば、どこかで経費を削減しなければならないというふうになりますので、先日もらった資料を見ますと、やはり台付き冷凍庫購入費用ということで、ここに書いてありますが、結局冷凍庫不足になるために、この冷凍庫を購入するということだと思いますが、冷凍食品を多く扱うというふうにならざるを得ないということだと思うんですね。

食材を削減するためには、安いもので食事を作っていくと。こういうふうにならざるを得ないと思いますけれども、それから先ほど出ましたが輸入品ですね、この輸入品の中で特に遺伝子組み換え食品は、日本の場合、輸入された中の5%以下だったら遺伝子組み換え食品という表示はしなくていいというふうになっていますが、世界では0.1%というぐらいいろんな大変厳しい基準になっておりますけれども、日本は一番緩和されていると、そういう状況ですけれども、TPPあるいはFTAになったら、この遺伝子組み換え食品が多く入ってくる可能性が多分にあるわけですね、そういうものが使われはしないかと。

それから加工食品ですね、こういったものも大いに安いものを使っていこうというふうになるでしょう。こういったですね、安い食材で調理するというふうになってくるならば、お年寄りの方がですね、入所されていて、いちばん食事というのは楽しみだと思いますけれども、特に体の栄養を摂るには大事だと思いますけれども、そういったところで、そういう食材によってですね、おいしいものが果たして作れるのかどうかというふうな疑問も出てきます。そういった面で、非常に食材の面でも大変になってくるかと思いますが、そういった面で、どういうふうを考えられて、こういう決断をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） お答えしたいと思います。収入が赤字に転落したというふうにいろいろ御指摘がございます。一般会計からの繰入金の投入というのは、26年度からでございます。26年度が1,300万、27年度が3,400万、28年度においては6,400万でございます。退職者とか賃金アップもございますもんですから、そういうふうになったと思います。

ただ、単年度収支を申し上げますと、これは23年度からでございます。23年度が1,200万、25万のマイナス、24年度は介護報酬が改定がございましたもんですから、203万6,000円のマイナス、25年度は3,860万です。26年度は3,280万、27年度、昨年度は2,600万、2,670万ということで、少しずつでも削減はしているつもりでございます。

私は、27年の4月に赴任して異動になりましたけれども、先ほど空きベッドをいかに有効に使うかということで、以前は病院に入院すると、その部分を空けとかなくちやいかんと、確保しなくちやいかんということで、御説明でどうにもできないというふうにおっしゃってましたけど、確かにですね、病院に入院されると、最低3カ月から超える分については退荘になりますけど、3カ月は最高確保しなくちゃございせん。じゃあ3カ月間何もしないかということじゃいかんので、特例措置として、短期入所、ショートステイでございすけれども、それを利用しながら全体の何パーセントかですね、例えば110床のうち5%で、5床までですかね、ショートステイを

利用して、入れていいよというふうな国の制度がございます。だから、それを利用しながら少しずつでもですね、空床率が病院に入院されとつても、その分についての5床、5部屋分については利用できますので、そういった形で少しでも改善した数値が27年でございます。

介護報酬改定がありましたのは、27年の4月でございますので、今年は昨年同様の3,400万の減収があっております。27年度も3,400万の減収でした。単純に数字でいいますと、3,400万の減収がなかったら、27年度は600万ぐらいの黒字だったのかなというふうに単純に思います。

それとですね、空きベッド、空床率をいかになくすかということが最大の目的、最大の収入を得るところでございます。110床のうち、110床ずっと満床だったら、これが一番よかです。病院に入院しなはる部分についてはですね、いかに入院せんごてするか、いかに早く返してもらえるかということも、手の一つでございます。

ですから、病院と特老の常に連携、それは一番大事でございます。ただ、入院されてるときに、単純に空きベッドがあるけんショートで使いませんかというのがですね、非常にうちのシステムが、多床室で4人部屋というのがございまして、人と人との相性もございます。ですから、空いたからポンと入れるためには、ある程度の部屋の移動とか、居室の移動もありますけれども、なかなか「つの住みか」ということで、やっぱり馴染んでおられますので、居室の移動もなかなかできません。

ですから、ある程度は、できたところで少しでも改善をしたいというふうに今取り組んでいるところでございます。その回転率を良くするためには、先ほど言いましたけれども、多床室から個室、ユニットタイプが一番ですね、いいと、それぞれ独立をしております。

それと、先ほど申し述べ、説明申しましたけれども、個室ユニットの時に幾らぐらい上がるのかというのは検討されましたかというふうなのが出ましたけれども、もう当然検討はしてございます。単純に言いますとですね、3,300万ぐらい増収になります。ただ、それによりますと介護士を増やさなくちゃいけません。ですから、増えた分に対しての介護士の数の人件費が足るかという、人件費の費用にもよりますけれどもですね、トントンかなというふうに思っています。最悪介護士の人件費が高いんじゃないかというふうに思います。ただ、これから先はやっぱり個室じゃないとですね、どうしても利用者の数が減少してくるというふうに考えているところでございます。

それと、数字を申し上げますとですね、約3,300万でございますから、年間3万円の利用負担になるかなと、大まかなところですけども、3万円下回るか、それぐらいの数字かなというふうに思います。ただ3万円もですね、年金から比べると、大変きつうございますので、ひと月2,500円という数字になりますかね、そういったところで考えているところです。

それと、食の安全が脅かされるんじゃないかというふうな御質問でございますけれども、確かにそういった懸念もございます。しかし、業者も信用がございまして、そういった問題のあるような食品を使ってもらっちゃ困るし、そういった業者のほうは自然消滅するしかないしですね、やっぱり今は信用が大事ですから、そういったところは信用したいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 最初にですね、質問したんですが、受託業者は、どこの部分で具体的に削減を図ろうとするのか、そういった、業者でないからわからないかもしれませんが、どの部分で削減をすれば、先ほど言った金額でやれるのかということですけど、それはどういうふうに考えておられますか、これは1番目の質問なんですけれども。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 申し訳ありません。例えば、現在きくすい荘の状況からいいますと、人件費と合わせて8,390万でしょうか、この表もご覧になるといいと思いますけれども、ちょっと町職員のほうの人件費と、臨時職員さんの人件費あたりがですね、相当開きがございます。民間から比べると、少しちょっと高いのかなということもございます。

それと年齢的にもですね、50歳以上の方がほとんどでございますので、そういったところで人件費がくっているということで、民間の業者に入りますと相場がございますから、その人件費あたりの相場でひきなおして算定するんだらうというふうに思います。

それと、今調理員が非常に不足しておりますので、現地で採用に可能性が高いのであればですね、ある程度低くなるだろうし、やっぱりいないとなれば、遠方から連れてくるということになると高くなるということでございますので、そういったところの人件費の抑制、抑制というか低下といいますかね、そういうの節減。

それと、食材の単価というのはですね、大体納入するときに決めておりますので、決めていくということになっていきますので、その単価は崩せない、じゃあどうやって単価を下げるかなということであれば、やっぱり大量に仕入れて、1個当たりの単価を下げていくのかなというふうに思います。それに二つのことを合わせながら、見合うように調整していくのかなと思います。

それと先ほど言いましたように、基準食事代に収めろということでもございましたけど、四、五年前ぐらいまではですね、この単価で収まっていたというふうなことも聞いております。ただ、物価も上がって、人件費も上がってきている状況でございますので、なかなかこの数字じゃ厳しいということは聞いております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 議長すみません、これ2回目でもいいですかね、もう3回になりますかね。やっていいですか、2回目で。

今答弁がありました、人件費でですね、受託業者が人件費で考えた場合に、やっぱり最低賃金ぐらいのところですね、やるんじゃないかなというふうに思います。やっぱり儲けがどうしても業者も必要ですから、そうすると、どうしてもそういうふうにならざるを得ない部分がありはしないかなというふうに思いますし、それから材料ですね、食材については、単価を大量に納入するというような話ですけども、そういうこともあるでしょうけれども、先ほど言ったよう

に冷凍食品への道がですね、この資料によっても敷かれているような感じがします。

それから、もう1点聞きたいのはですね、先ほど質問がありましたが、正職員の数が、これは管理栄養士は1人で、そのままで、あとは6名がどこに異動するようになるのかということと、臨時調理員は、それではもうこれは解雇と、3人はですね、なるのかと、そういったところはどいうふうに考えておられるのか。

3回目ですかね、これ。

じゃあ3回目ということですので、その点について答弁していただきたいんですが、やっぱりいろいろ考えてみますとですね、今回提案されている議案については、私は撤回して、もう少し練っていくべきだと。

具体的に雇用の問題、それから食材がどうなっていくかという問題、そういったものが疑問がぬぐえないような状況だと思うんですね。それで私は、この議案を撤回すべきじゃないかなということを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 人事がどうのこうので、私が申し上げると、ほんなこて、おまえたあだしとっとじゃなからうかと言われますもんですから、それはやっぱり総務課なり、町長のほうからお願いできればと思いますけれども、私が言っているかわかりませんが、協議の中ではですね、給食センターのほうに、同じ職種であれば考えられるのは給食センターとか、保育園の調理とか、そういうのがありますので、そういうふうに思います。

それと臨時職員さんが採用になるかどうかというのは、それは会社の方針でございませうけれども、それは現地採用が一番でございませうし、慣れた職員をそのまま使ったほうがスムーズにいきます。ただ、遠方から、よそから連れてきて、訓練してから4月1日からスタートするかというときには、大変な苦勞でございませうので、それは今おられる方を雇用して円滑にしたほうが一番いいというふうに思いますし、そういうふうなお願いはせないかんし、それについて、あなたが保障できるかと言われると、私もなんとも、絶対できますとは言えないと思います。以上でよろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今回の提案は、大変財源的に経営が厳しいということで、2年間ぐらい給食のことでの提案でございませう。

私は今、豊後議員が先ほど言いましたように、特老、病院、これは本当に大事な施設でございませう。町長も「ついの住みか」とおっしゃったように、私も今老人ホームに、何回も言いますが、おふくろもやっておりますが、大変よくしていただいております。これは民間です。私げは。5年ぐらいになりますが、そういうことで、抜本改革をされることだから、私は、この件については職員のどうのこうのも、それは私も病院の時に言いました。病院は3年前だったですか、給食を民間に移譲する件の提案がありました。そのとき質問をしました。「この臨時職員はどぎゃんす

っとかい」て、なるべくなら雇用していただくように願うと、それはそういうことでいってもらわなくて。そしてまた、栄養面についても、一応民間になってから、その時の事務長に言いました。「カロリーは、落ちちゃおらんか、民間にしたけんで」、「いいえ、そういうことは一切ございません。立派にやっていっております」ということでございます。

それで、私は何か執行部のような意見ば言いよって思わるとでけんですから、抜本的改革はやっぱり必要だと思います。病院の運営委員、委員会、まあそこらへんもあります、特老もあります。特老には、大学の教授もいっておられます。看護福祉大学の名ある先生もいっておられますので、そこらへんの話も十分検討しながら施設長、進めて。まず本当に老人ホームの改革、いろいろな面について、婦人会長さん、商工会長、各種団体の長の人、町長から辞令をもらっております。そういうことで、そこらへんで十分やっぱり前向きに。わからん時はわからんで、勉強しながら進んでいければベターじゃないかと思っております。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、この計画の練り直しということでございますけれども、練り直し、大体民間委託の場合はパターンがある意味では一定しておりますので、練り直しというのは細部にわたる、御指摘のあった練り直し、これにしっかり細心の注意を払っていくということだと思いますが、やるかやらないかの部分だと思います。なかなかパターン化して、外注業者といいましても、パターン化しておりますので、そのパターンからはずれると、また経済的にですね、委託した効果がないということになります。この路線の中で御指摘いただきましたようなことをですね、練っていったり、根本からの練り直しは申し上げましたように、やるかやらないかということでございますので、非常に難しいと思っておりますけれども、できれば、できればといいますか、ぜひやらせていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 最初にですね、この全協の資料を見ますと、6名の正職員さんで、6名で3,413万3,435円、1人当たり568万8,905円。また臨時調理師の方が3名で571万8,876円ということで、1人頭190万と、先ほども施設長はですね、「若干高い」と言われましたけれども、560万なんかの人がおらっしゃると思われませんか、いらっしゃらないですよ、どこにでも。ここのがですね、このところが今事業費の5億2,500万の中の人件費の占める割合が82%をいってる、ここが原因なんです。ここにメスを入れなければ改革は僕はできないと思っています。ただ、この方がですね、今まで身分としてあられたことが、しっかり御理解をさせていただいてですね、先ほど言われるような施設等にですね、病院等、事務等にいかれるのであればですね、ちゃんとした御理解もしていただければですよ、それはやっぱり利用者さんの中には町外から入られる方もいらっしゃいます。その中で、今年の当初予算でも6,400万という莫大な金額を一般会計から繰り入れをしているわけでございます。そのところはですね、今後しっかり考えていかなければいけないと思っていますし、あとですね、今後検討委員会等の中で、荒木議員の一般質問でし

たかね、病院と特老と一緒に、全体的に総合的に、そして、官・官、官・民、民・民なのかというような話も出ました。それをする上でもですね、病院のほうの業務委託は、どのようになっているのか、29年、30年で一緒なのか、調べておられますかね、施設長のほうでは、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

病院でもいいですよ、一緒、1年。1年ですね。1年ということであれば、そういうことも、1年にしたことによってですよ、検討委員会の答申によってですよ、どのような施設のあり方、今年研修で行った、やっぱり近くにそういう特老もない、病院もないところでですよ。それであるならば、町として一般財源から繰り入れてもいいと思っていただけるのではないかと思いますし、また我々のところに関してはですね、病院の体系自体も違うと、ですよ。三加和においては山鹿、大牟田とかですね。だから、やっぱりそういうことも含めながら、今後する上です、そこらへんも1年にできないのかって僕はいつも思ってるんですよ。そういうこともですね、どのようにお考えなのか、全協の中ではちょっとお聞きしましたがけれども、どうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 今、病院のほうは1年ということでございますけれども、当初の取りかかりは、どうしてもやっぱり2年はいただきたいと思います。その後はですね、1年単年度契約ということはいいいと思います。

途中でですね、例えば1年契約、2年契約しとった場合でも、やっぱり調整しながらできる部分については、事前に何といいますか、準備といいますかね、そういった方向でできるのあれば模索しながら、やっぱり少し経費節減ができるようにはしたいというふうに、しなくちゃいかんと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 施設長におかれましてはですね、施設長となられてからですね、赤字3千何百万ですかね、そして、今年の当初の6,400万というところでですよ、もう電気代から何から、何を削減できればいいのかなと、本当に抜本的な改革は人件費にメスを入れるか、入れられないかの問題だろうと僕は思ってます。そんな中でですね、頑張れてるとは僕も認識してるんですよ。だからですね、やっぱり今後、検討委員会の設置を見ながらですね、その次年度に関しては、2年の更新の後にはですね、やっぱり1年、短期にしてですよ、やっぱりこの和水町として、やっぱり執行部皆さんで考えてもらえて、我々も一緒に考えていかないといけませんけれども、先ほどの農就センターもしかりですけど、この交付税措置が人口減少による交付税が減らされる。そして、合併特例債等も減らされる中で、このあり方が問われるんじゃないかと思うので、そこはですね、しっかりと議論をしてまいろうではありませんか、町長としての答弁がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、蒲池議員の御指摘、またこれまでの各議員さんの御指摘、給食費の民間委託が最初にポツと出てきたもんですからですね、非常に唐突感があったかと思いますけれども、施設長もお答えを申し上げますとおり、民間のコンサルの調査、資料、それから経営パターン、見通し等々を依頼してございます。それらを参考に、また運営委員会の皆様には、しっかりおもみいただき、当然、執行部のほうはですね、各関係部、力を合わせましてですね、なるべく良い民営化にもっていかなくちゃいかんというふうに思いますので、施設の民営化じやなかですよ、給食の民営化ですよ、いうふうに持っていかななくちゃいかんと思いますので、そのように努力をしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番です。今、るる議論をされております。これは当然だろうと思います。今回特別養護老人ホームの事業会計ということで、調理業務の委託に関わる補正予算案が提出をされました。私自身、厚生常任委員会でありますので、施設長には、いつもいろんなレクを受けたりとか、日頃突っ込んだ話をしておりますので、私自身はある面では理解をしておったつもりなんですけど、やっぱり他の議員諸氏がおっしゃったように、安心・安全面であるとか、あるいは経済面的に赤が出ないように配慮するとか、あるいは運営形態の問題をどう絵を描くかとか、やっぱり根本的な問題がですね、ちょっと横のほうに、遅れた形になってまして、いわゆる今町長もおっしゃいましたけど、いわゆる調理業務の民間運営の問題だけがポンと前に出てきて、何かこう、ちぐはぐな一面が私は今回あったんではなかろうかと思います。

ただ、施設長をはじめ現場の職員の方々が非常に頑張っておられることは、私も時々お邪魔しますので、そのへんは充分理解をしております。ただですね、やっぱり頑張ってるだけでは、やっぱり駄目ですので、やっぱり今後、もう少ししっかりした絵をですね、私は一般質問の中でも病院問題をちょっと取り上げましたけど、やっぱり病院問題と特老施設の問題、これはやっぱり包括ケアという面からも、絶対切っても切れない縁になります。そういう意味合いから、どういう運営の仕方がいいのか、どういう運営の形がベターなのか、あるいはベストなのか。そのへんあたりですね、病院の運営審議会あたりの中にも、例えば看護福祉大の佐藤先生とか委員として入っておられますので、もう少し福祉、運営審議会だけでという形ではなくて、もう少し別個な形で、いわゆる運営形態の絵を描けるような検討委員会みたいな、あるいはあり方委員会みたいな、そういうふうな面をですね、町長のほうから示唆をされて、そして現場に投げかけていって、現場の長を動かしていくという、そういう形をとられると、我々も安心して議論がもっとできるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、私は今回この議案については、賛成の立場でおりますけど、今申し上げたような状態をですね、今後取り組んでいただくことを条件に賛成をしていきたいというふうに思います。町長、お考えがあればちょっと聞きたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 確かに今、町立病院、それから特別養護老人ホーム、合同した運営審議会になっておりますけれども、佐藤先生はおられます。ただ、なかなかですね、委員の方々も、議員さんは別としまして、現場になじみがないと、それから現場に対する当然のことですけど、セオリーといいますか、理論といいますか、そのへんも持ち合わせてないのが当然ですけども、そういう状況でございます。

そういう意味では、むしろ専門家に近い方々がですね、御意見をいただければという御意見だと思いますけれども、ごもっともな分だと思います。貴重な御意見として、この場では承らせていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番、森です。今、町長から承るということでしたので、それはそれで結構かと思います。

何回も申し上げますけど、やっぱり町長の言葉が非常に重うございまして、いわゆる一般質問の中でも、私だけに限らず、ほかの方からやっぱり特老問題あたりの一般質問たくさんございました、今回の議会で。そういう中で、やっぱりその度に出てくる町長の言葉が、「ついの住みか」と、「住民のついの住みかとして、考えたい」という言葉ですね、これはやっぱり、これは私も最終的には一つの目標みたいな形になるんじゃないかなろうかというふうに思います。

各議員、いわゆる入所者の安心・安全の問題であるとか、あるいは誰でも入所できるような、やっぱり入所面で金銭的に配慮をするとか、やっぱりそういうもろもろの意見が出るということは、やっぱりより住民のためになる施設であってほしいという思いが各議員の根底に流れているからこそ、そういう言葉が出るんだろうと思いますので、私自身もそのへんを要望しておきたいというふうに思います。

あとは、いわゆる認めるか認めないかと、議案を認めるか認めないかということになりますので、一応要望として意見を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 13番の高巢です。時間かなり過ぎておりますので、端的に御質問申し上げます。

この問題、特老、病院、いずれも大変厳しい状況にあるということは、一般質問の中でも私申し上げましたけれども、これは早い段階からですね、やっぱり累積して、だんだん積み重なりが今日に至っているというふうに私は思います。ですから、やっぱりこのへんは経営者意識の欠如があったと言われても仕方がないというふうに思います。もちろん環境の変化もございますけれども、しかし経営努力が勝る、やっぱりやらんことには、なかなかいけないというふうに思うわけです。年間5億円近くの事業をやっておるわけですから、このへんはですね、常にやっぱり精査しながら、経営状況を見ながらやっていく、この姿勢、このへんが一番問われるんじゃないかなろうかと思います。そういったことでですね、私は監査委員の時もですね、病院、それから特老、

これは企業会計を入れてやらないといかんというふうに、その時の施設長の方々にはですね、再三申し上げたことを今覚えております。

それから、このへんは結局借金も、今の状況は収入ですから、そうじゃなくて借金は借金と、だけん、どこから幾ら借りてどうなっているんだというキャッシュフローですね、このへんも非常に大事でございますので、やっぱり要は、企業会計を入れてですね、会計制度そのものもですね、しっかりとわかりやすくやらないと、私はいかんと思うと思います。

あわせてですね、このへんもひとつ早急に取り組み、これは準備がいりますので、ちょっと1年、2年はすごくかかると思います。そのへんはいかがでしょうか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 企業感覚、つまり企業会計といいますかですね、これは非常に、逆に言えば私自身が経験もなかったものですから、当初のうちは戸惑いました。この決算書を見てもわからんというような戸惑いを覚えました。そういう意味ではですね、バランスシート探検隊という企画を立ち上げて、この企業会計に関する財産というものをどう生かしていくか、それからマネーというものをどう生かしていくか、それから、だんだん手持ちの財産が古くなってくるけれども、古くなったら古くなったなりに、どう生かしていくかというふうなことに、これからみんなで勉強していこうということで、立ち上げたところでございます。それらで、個々職員、私を含めて職員としては勉強しながらでございます。病院、それからある意味では、特別養護老人ホームも現場でございますので、一つの企業体にとらまえてはいけませんので、そのへんの感覚というのは、取り入れていかなくちやいけない、手法も早く勉強しなくちやいけない、そういうふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。はい。あつ、ごめんなさい。

すみません。すみません。申し訳ありません。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） ちょっと手を挙げるのが遅れまして、申し訳ありません。町長が終えられたからいいかなと思いましたが、私の気持ちとしては、町長のおっしゃるとおりでございます。私も直接最初からすんなりと役場でございまして、企業にいましたので、その企業の厳しさは少しなりともわかっているつもりでございます。農業もやっておりますので、原価を計算しながら、その収益を上げていくということでも思いますし、コスト意識を持ってですね、さらに頑張っていきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 13番、高巢です。とにかくですね、やはり企業経営ですから、これはコスト意識をもってやらないと、漫然とやっておってはですね、経営が成り立つはずはございません。やっぱり、今までのとにかくベッド数をびしゃっと確保して満床にしておけばよかった時代もあったでしょう。しかし、今はそういう時代じゃないということをですね、しっかり頭に入れて、まず意識の改革をやらんといかんじゃないかと思います。職員皆さん全員がですね、やっぱりそのへんをしっかり頭に入れながら、意識改革と事業改革をあわせてですね、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ぜひひとつ企業会計、そちらのほうも検討していただいて、早急にやっぱり導入することが私は絶対必要だと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算について、反対討論をいたします。

この給食の民営委託というのは、この特別養護老人ホームの抜本改革にはつながらないと私は判断いたしますので、まだ最初に、この特別養護老人ホーム事業会計を改革するためには、まだまだ根本的な改革、それとまた先ほど町長のほうからコンサルのほうに依頼しているという答弁もありました。その回答もないままに、こういった給食面だけの外注委託というのは、時期尚早だと思いますので、この議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算書には反対であります。抜本的改革を強く求めて、私の反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。賛成ですか。

（「はい」と呼ぶものあり）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 議案第86号、和水町特別養護老人ホーム事業会計についての賛成討論を行います。

先ほど来、非常に確かに1億3,170万がひとり歩きするいうようなことで議論をされておりましたが、まず私が冒頭言いたいのは、確かに企業会計、企業会計ということで、私も再三申し上げてきました。しかし、その企業会計の中で、じゃあ抜本的な対策をといたときに、今の施設長が、あの特養施設を、全体をですね、こうしますということができないでしょう。これは、町民それから議会、町長の判断の中でしかこれはできないんですね。その中で、少しでもやはり経費節減をするためには、手がつけられるところ、誰だってそうだと思いますよ。ここにやはり一つの落としどころを見いだして、入所者の健康管理のためにも、私は最善の道を選んできてくれるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど来から私は申し上げました。町長がピシッとした方向性を出さないから、いつまでたっ

ても町立病院、特養施設、方向性が定まらなないと、あえて申し上げます。その中で、やはり数字的には重うございます。私も心配します。

しかし、本当に今の食の安全・安心これはですね、プロに任せると、確かに冷凍食品がどうのこうのいいですけども、これこそですね、革命なんですよ、実は。すばらしい時期に採った野菜をそのままストレートで冷凍すると、この技術こそがですね、世界に負けないマグロ大産地にしたんですよ、そういう技術のノウハウを持った企業が、こういったどうしてもなかなか手が付けられないような分野に提供をしてるんじゃないですか。そういう意味でも、私は1億3,170万、これでしっかりとした食のプランができるなら、私は大いに賛成です。そういうここには幹部の職員がいっぱい並んでおりますが、啓発して、やはり自分が泥をかぶってでもですね、企業改革、これは成し遂げていきたいという意図が見えるじゃないですか、みんな賛成しましょうよ。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算について、反対討論を行います。

質疑の中で明らかになったのは、この抜本的経営の改革ということで、最初に打ち出されてきたのは病院給食の民営化であります。しかし、この民営化、今までの議論で聞いておりますと、雇用の確保をどうするのか、臨時採用についてのこの部分がカットされる、大変雇用をなくす危険性を伴っておりますし、また、食事の問題でも「ついの住みか」、最後の段階でおいしい、安心して食べられる安全なものをと、このことを中心に、これまで行われてきたことが、今度の民営化によって、なおざりにされる危険性をはらんでおります。当然、受託業者は利益を中心として考えてやっていくと思いますので、この点で食材が安全であるかどうか、さらには生鮮食品をきちんと使われておいしいもの作られるかどうか、大変疑問なところであります。こういった面からしますと、今度の根本的な改革、その第一に行われる給食費の民営化、このことについての私は反対を述べまして、反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。3番議員の蒲池でございます。

議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算に対しての賛成の立場でのですね、発言をさせていただきます。

今、反対討論の中で抜本的な改革、雇用をなくすというようなこともありました。確かに、昨年3,000万近く、そして今年、当初予算で6,400万、一般財源等の投入のあり方としてですね、しっかり考えていかなければいけませんけれども、この全協の中で説明がありました人件費等のメスが入れないところに、これをするによって、私は1,000万以上の削減ができるのではないだろうかと思うところでもあります。

また、それをですね、野菜等は食材の不安があると述べられましたけれども、ならば病院が今業務委託していることはなんなのでしょうか。まさにそのことに関して、今まで病院のほうは業

務委託しているのにもかかわらず、それが不安だと言われることなのですね、発言の必然が生じるのではないのでしょうか。私も検討委員会の一人としてですね、今後の和水町の地域包括の医療体制の中でですね、しっかりと議員として、議員の一人として、皆さん方に執行部に対しても提案をしながら、そして和水町のために頑張ってまいりたいと思っております。

また、いちばん大事なところはですね、今後この正調理師の方々、そして臨時調理師の方々がですね、御理解のもとになされなければいけないということもですね、申し添えて、私の議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算に対しましての賛成の討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時55分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第87号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第87号「平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第87号、平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第88号 平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第88号「平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第88号、平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第89号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第89号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第89号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)

○議長(杉本和彰君) 日程第13、議案第90号「平成28年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第90号、平成28年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号 字の区域の変更について

○議長(杉本和彰君) 日程第14、議案第91号「字の区域の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第91号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○議長(杉本和彰君) 日程第15、発議第11号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) 発議第11号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成28年12月15日、提出者、和水町議会議員小山暁、賛成者、同じく和水町議会議員、荒木拓馬、豊後力、蒲池恭一。和水町議会議長、杉本和彰様。

意見書提出の理由を申し上げます。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体への自由度が拡大し、自主性及び自律性の高まりが求められるなか、住民の代表機関である地方議会の果たす役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。近年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現する必要がある。

以上のとおり、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を提出いたしますので、どうか御審議のうえ御採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 質疑になるのかどうか分かりませんが、今回の提案で、例えば厚生年金に議員が加入した場合に、町の負担がそれぞれ発生をすると、議員が加入保険料という形で出す金額と同じ額を市町村が出すというふうになることが第1点です。

それから、議員歳費の中から、この年金額、年金保険料を引かれると、控除されるというふうになれば、その点でますます報酬が減額をされて、先ほどありましたなかなか無投票当選が増加して住民の関心がなく、地方議員議会のなり手が不足しているというふうになりましたけれども、こういうことに逆につながるのではないかというふうにも思います。

また、そうしますと歳費の値上げと、例えば、市議会議員並みの報酬というふうにもなってくるかと思います。そういったことを考えますと、いろんな諸条件が重なりあって、国のほうからの支援策がなければ、なかなかこの厚生年金への加入ということで進めるのはいかなものかというふうに思います。

そういった面では、ちょっと賛成できかねます。このことを述べまして、質問といいますか、どうか分かりませんが、以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま笹渕議員から質問がございましたが、議員御案内のとおり、この年金制度は、市町村合併による議員数の減少等によりまして、財政状況が悪化したため、国会により関係法律の改正が行われ、平成23年に廃止されたものであります。

全国町村議会議長会並びに熊本県市町村議会議長会では、年金制度廃止以降、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保の観点からですね、町村議会議長会全国大会等の機会をとらえて、政府、国会に対して要請活動が展開されているところであります。

とにかく、本案の新たな年金制度のねらいは、首長と同様に共済制度を適用し、長期給付及び短期給付を行おうとする新制度案を検討中であるというところまで、私は理解をいたしております。

とにかく現時点ではですね、「正式な案ではないために検討案の取り扱いについては、十分留意するように」という但し書きが付いておりますが、私は、この場での明快な答弁は差し控えたいと思います。ただ、これだけ言えると思いますけれども、新制度ではですね、基礎年金に加え、厚生年金が上乘せされているということでもあります。さらに付け加えますならば、法制上は地方公務員と共済組合と厚生年金保険法を改正して、地方議会議員への年金医療保険の適用に関する規定を盛り込むような仕組みになっているという内容になっているかと思います。

とにかく、提出の理由のところでも述べましたけれども、新制度は議員が安心して議員活動に専念し、国民の幅広い政治活動や議員を志す新たな人材確保のためにもですね、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度はどうしても必要不可欠であるというのが、この制度の目的だろうと私は受け止めております。

笹渕議員の質問に答弁になったかどうか分かりませんが、今私のほうでは、そのように受け止めておりますので答弁といたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番です。発議第11号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、反対討論をいたします。

平成23年6月に廃止となった議員年金、今回の12月定例会において、地方議員の厚生年金への加入を求める意見書が採決に図られると、先日12月9日の全員協議会で、私はそこで初めて説明を受けました。その時は急な話でしたので、特に意見は述べませんでした。確かに議員の立場からすれば、この制度がないよりは、あったほうが立候補者数の数は増えると、要因の一つになるというのは一定の理解はできます。

しかし、なぜ今なのかという違和感が残ります。全国的に政務活動費等の不正受給をはじめとする様々な不祥事があとをたたない状況の中で、私も政治家の端くれとして、少しでも住民からの信頼を取り戻すべく、自らの言動・行動には特に気をつけて、身を引き締めなければならないと、当たり前のことですが、初心忘れるべからずと肝に銘じております。

なぜ政治を目指す若い人が少ないと言われるのか、ほかにも正すべきこと、やるべきことが政治家側にまだまだあるのではないかとの思いが、私は現時点では、こちらの思いのほうが強くあります。もし、議員年金が復活したとしたら、立候補者数は増えるかもしれませんが、今のままならば政治に不信感を持つ人は、もっと増えます。結果的には、さらに投票率が下がることにつながると考えますし、志の高い政治家が増えることには結びつかないと、私はそう思いますので、今回の地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、反対の意思を表明して討論を終わります。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第11号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（杉本和彰君） 日程第16、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

今回の対象者は、住所、和水町江田3123番地9号、氏名、角田公生氏でございます。

生年月日は、昭和30年4月2日でございます。

諮問理由、現在委員をお願いしております坂口幸裕委員の任期満了、29年の3月31日でございます、満了により、後任委員を推薦する必要がある。この議案を提出するのが、この理由でございます。

補足をいたしますと、現在人権擁護委員の坂口幸裕委員の任期満了が申し上げましたように、平成29年3月31日までとなっております。今年の6月に熊本法務局長から人権擁護委員候補者の推薦についての依頼があつておるところでございます。

つきましては、後任候補者の推薦の提案を申し上げ、議会の議員各位の御意見を求める次第でございます。今回、坂口委員の後任候補者として推薦していますのは、角田公生氏でございます。中央校区の江光寺区にお住まいで、昭和30年生まれの61歳の方でございます。

角田氏は、熊本県警に34年間勤務をされまして、県北の警察署を中心に地域の警察官として御尽力をいただいた方でございます。当然のことながら、人格識見高く、広く社会の実情に通じた方でございます。人権擁護委員の後任候補として推薦し、議会議員の各位の御意見を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見書のとおり、答申することに決定しました。

日程第17 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（杉本和彰君） 日程第17、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 諮問第7号でございます。同じく、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということで、提案理由の御説明をさせていただきます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めます。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

対象者は、住所が、和水町山十町459番地、お名前、松尾憲成氏でございます。

生年月日は、昭和30年3月16日でございます。

諮問の理由といたしまして、現委員の佐藤博明委員の任期満了、これも平成29年3月31日でございます。満了により、後任委員を推薦する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

同じく、補足を申し上げます。現在人権擁護委員の佐藤博明委員の任期満了、29年3月31日に伴いまして、熊本地方法務局長から人権擁護委員候補者の推薦について依頼があつてございます。後任候補者の推薦を提案申し上げるものでございます。

今回推薦いたしますのは、松尾憲成氏でございます。緑校区の山十町にお住まいでございます。昭和30年生まれの61歳の方でございます。

松尾氏につきましては、議員各位御承知のとおり、和水町役場で39年間行政マンとして頑張つていただきました。現在、地域づくり団体夢ランド十町で活動されるとともに、三加和地区のふるさとガイドとしても活躍をいただいております。

松尾氏におかれましても、皆さん御案内のとおり、人格識見ともに申し分ない方でございます。

人権擁護委員の後任候補者として推薦をいたし、議会の議員各位の御意見を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見書のとおり、答申することに決定しました。

日程第18 陳情等の常任委員長報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第18、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長（荒木拓馬君） こんにちは、総務文教常任委員長の荒木でございます。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告いたします。

受付番号第315号、国民健康保険の改善に向けた陳情につきましては、12月13日、議員控室におきまして、税務住民課長等の出席を得まして、意見を伺い審査を行いました。

結果は、不採択です。その理由といたしましては、陳情項目の内容が国民健康保険制度の抜本的な改革を必要とする部分があり、また、平成30年度から国民健康保険運営の都道府県化に向けた準備を進めている現状では難しいと考えました。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第315号、国民健康保険の改善に向けた陳情を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 12番です。今委員長から報告がありまして、この陳情書については不採択ということでございました。

その内容といいますか、理由として抜本的改革ということでは、平成30年度実施に向けて運営方針を決定していくという方向があるのでということでありました。

しかし、私は平成30年度に向けて運営方針を決定していく、そういう段階だからこそ、今こういった陳情が必要だというふうに思います。

この陳情書の中身を見てみますと、意見書も同じであります、項目として一つ目に高すぎる保育料関係ですね、これを「国庫負担を増額してください」というふうにあります。これは確か二十数年前だったかと思いますがけれども、45%の全体の給付率が現在確か二十数パーセントまで、全体としては落ちてきているのかなと、途中で切り替わったのは38.5%だったと思いますけれども、そういうふうに国庫負担が減らされてきている中での市町村の国保運営も大変厳しくなっている。そういう面で一つ目に、この意見書を提出してくださいというふうになっているかと思えます。

二つ目の応能負担ですけれども、この応能負担は、能力のある人が負担に応じるということで、所得の大きい人から負担を多くしてもらおうという、こういう原則にしていきたいということだと思いますし、三つ目の強制的な差押えや、滞納処分の禁止、こういったものについては、私も町内でも聞きますけれども、会社に勤めてて病気をしたり、怪我をしたりして長期療養をしなければならぬと、そういったときに会社のほうからリストラにあって仕事をなくしてしまったと、そういうことで収入がなくて、なかなか国保税も払えなくなったという話を聞いております。

そういった意味では、納税緩和措置が必要ではないかなというふうに思います。その周知をしてくださいということでは賛成であります。

四つ目に、所得に応じた新たな減免制度を創設してください。この点では、今200万円以下の年間収入の低い人が町内にもたくさんいらっしゃいます。こういった方が所得がなかなか増えない中での国保税の納入、こういったことでは大変高いという考えを持っておられます。そういう意味でも、この減免制度を創設していただきたいと、こういう内容になっているかというふうに思います。こういった意味では、私は採択すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、今言った4点の点で、委員長のほうで何か考えられる点があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長（荒木拓馬君） 国庫負担の増額ということにつきましては、国保の保険者間の保険税の違い、他の保険制度等もありますし、その関連を考慮しますと、単に国庫負担を増額するということでは、解決できるものではないと考えております。

保険料の算定について、応益、応能というものがありますけれども、応益負担の原則ということですが、所得等に応じた応能負担とともに、負担公平の観点から応益負担も必要ではないかと考えます。

差押え等の禁止という部分が出ておりますけれども、生活困窮者がいるということで、先ほど言われておりましたけれども、悪質な滞納者もですね、一方ではいることも事実であるということです。

被保険者間ですね、そういう中で公平性を図るためにもですね、やっぱり差押えや滞納処分は必要な行為であると考えます。

それと所得に応じた新たな減免制度ということの創設につきましては、現在所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、軽減措置の7割、5割、2割の軽減というものも行っておられると思います。難しい制度創設ではないか、そういうところで難しい制度創設であろうと考えます。

よって、陳情内容、この保険制度の大幅な改革を必要とするものであると思いますので、現状では難しい要望であるということではないかということで、不採択といたしたところです。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。この件に対する委員長の報告は、不採択です。

受付番号第315号、国民健康保険の改善に向けた陳情は、委員長報告のとおり不採択と決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって受付番号第315号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第19 閉会中の継続審査について(常任委員会)

○議長(杉本和彰君) 日程第19「閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生常任委員長から委員会において、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員長及び厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査について(各委員会)

○議長(杉本和彰君) 日程第20「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21 議員派遣について

○議長(杉本和彰君) 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時35分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。

ただいま、町長から議案第93号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

議案第93号を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第93号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第 1、議案第93号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議会のお許しをいただきましたので、議案の追加をお願い申し上げます。

追加日程第 1、議案第93号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。ということでございます。

平成28年12月15日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、和水町長等の給与及び旅費に関する条例、平成18年和水町条例第44号制定でございます。の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加えます。 5、平成29年 1 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間、町長の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の20を減じた額とさせていただきたいということでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の和水町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成29年 1 月 1 日から適用をさせていただきます。

提案理由といたしまして、町長に就任以来 2 年 8 カ月、まちづくりの諸政策、また人事案件等の不手際もございまして、町政の停滞と不安を来してまいりました。

これらに遺憾の意を表し、町長としての道義的責任を果たしたい、これがこの条例案を提出する理由でございます。

若干補足をさせていただきます。文書のほうでもお示しをいたしましたけれども、町政の重要な事案等に対し、自身の不慣れや未熟等があったにしましても、これまで多々混乱を来し、また、

その時々への対処の不手際や事前協議等の足りなさ等もありまして、町政の混乱、停滞を招く一因ともなつたと認識をいたしております。ときには議会軽視でありますとか、独断とかの批判をいただいたこともございます。町民の皆様にも大変御心配、御迷惑をおかけいたしましたところでございます。

また、人事事案の不手際等もございまして、職員においても誤解を与えたこともあったのかなというふうに思います。これらに対し、本定例会の一般質問等でも多くの厳しい御指摘や、御叱咤をいただきました。また、一致してやろうという言葉もいただきました。全てを真摯に受け止めまして、正すべきを正し、新たな姿勢で今後の町政に臨みたいと思っております。遺憾の意も含めまして、あらためて自らを律するために、減俸の申し出をいたすものでございます。

御異論もあろうかとは思いますが、議員各位、町民の皆様には、なにとぞ御理解と御寛容をいただきまして、今後の町政に邁進させていただきたく存ずるものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今回の提案は、町長自ら減俸処分ということで責任をとるということでございます。

本来ならば、私は教育長も辞令を渡された立場でございますので、教育長も当然これには値すると思いましたが、町長が、これは私の責任ですというような回答でございました。

それでもう教育長の件については、一応矛を収めたいと思っております。町長、それでいいですね。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御配慮ありがとうございます。ぜひそれをお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありますか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私の一般質問の中でですね、責任問題はということで、町長自らしていただきましたので、しかしですね、今の質問の中でですね、これはあたかも、確かに今後教育長、気を付けなければいけないということはですね、しっかり理解していただきたいと思います。辞令を交付する教育長の名前がですね、小出正泰とちゃんと出ますので、そこはですね、その後の責任はあると思うんです。

ただ、今回に関してはですね、一般質問の中でもありましてとおり、やっぱり町長の判断でされたということですので、あたかもですね、かばうような答弁になっています。そうじゃなくてですね、これはあたかも町長が判断されて辞令に教育長の名前があったということです。ただ、やっぱり任命権者としてですね、そこに関しては教育長も、それはおかしいですよということもですね、今からそういうおかしいときはおかしいと言えるようなですね、教育長であってほしい

し、総務課長におかれましてはですね、先日の質問で言いましたとおり、職員の立場のトップで
ございます。やっぱり職員のですね、ガバナンスをきかせるためには、やっぱりこういう辞令が
交付されてですね、このようなことがあってはならない。それも町民の方々からの思いとか、支
援者からの思いがですね、こういう辞令が交付されたことによって、後にそういうことがなされ
るということではですね、まさに今韓国で問題になっている国民のまさに町民の方々の介入とい
うことですので、やっぱりこういうことは二度とないようにですね、そして人事異動に関しては、
執行権者としての町長がしっかりと意見を持ってもらって、やっぱり今後職員の皆さん方がで
すね、やっぱりガバナンスは首長としてとらなければいけないと思いますので、これをいい機会に
されてですね、私たちも共に学校建設、並びにまちづくりに関してはですね、するべきところは
共に頑張ってまいる所存でありますので、この判断に関してですね、いま一度やっぱりそういう、
この長きにわたって町に携わって、執行部にいつもおられました、そういう方にですね、いま一
度、私じゃないです、私たちにじゃないです。やっぱりその方にですね、お詫びの言葉がいま一
度ほしいと思いますので、その思いをですね、お伝えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御当人には、大変御迷惑をかけまして申し訳ございません。

今、蒲池議員の話にございました。私も補足意見で申し述べましたように、正すべきは正して
いきたいというふうに思います。それでもって全職員の範となるべき姿を自分で示していきたい
というふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） これまでの人事異動につきましては、大変本当に御本人にも・・・な
思いをさせてしまい、また、町民の皆様をはじめ、議員の皆様にも大変御不安と御心配をおかけ
しました。大変申し訳ありませんでした。

あわせて、これをひとつの糧として、教育行政に全力を尽くしてまいりたいと思います。どう
ぞ御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第93号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉本和彰君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成28年第4回和水町議会定例会を閉会します。

起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員